

全仏

ZENBUTSU



461

仏暦2543年 9月（2000年）
財団法人 全日本仏教会
JAPAN BUDDHIST FEDERATION



西本願寺間法会館で開催された同和研修会（関連記事3～5頁）

各種委員会開催

脳死・臓器移植法見直しをめぐって

税務委員会

七月五日午後一時半より、第一回税務委員会が明照会館会議室で開催された。

西村事務総長の挨拶、委嘱状の伝達に続き、



明照会館で開催された税務委員会

委員互選により、委員長に加藤俊雄師（曹洞宗）、副委員長に瀬古眞隆師（臨済宗妙心寺派）が選出された。

始めに負担金の現状について事務局より説明され、意見交換が行われた。

次に、長谷川正浩本会顧問弁護士、勝木禎一芝仏教会顧問税理士より、税務に関する報告が行われ、宗派課金の収益事業における損金算入の認否の問題について協議が行われた。

また、こうした問題に関して国税庁と窓口折衝する担当者として、加藤俊雄（曹洞宗）、野坂法雄（日蓮宗）、加藤隆宣（東京都仏教連合会）、長谷川正浩（本会顧問弁護士）、倉澤豊明（本会財務部長）、吉橋勝寛（本会総務部長）の六師が選出された。

続いて、日興証券金融商品部トレーディング室次長の松岡慶起氏が、「低金利時代の資産運営について」をテーマに、国債による資金運用など、幾つかの実例を出しながら講演を行った。

総務委員会

六月二十九日午後二時から、真言宗智山派宗務庁で、第一回総務委員会が開催された。

西村事務総長の挨拶、委嘱状伝達に続き、

①加盟団体負担金の現状、②戒名（法名）リーフレット作成、③加盟宗派顧問弁護士連絡会議開催、④教化セミナーのテーマ、⑤同和推進活動、⑥ルンビニー園マヤ堂復興計画事業、⑦第二十一回WFB世界大会、⑧その他以上の諸点について、実務レベルでの協議と意見交換が出席委員により活発に行われた。

全国仏教保育大会

七月三十日、三十一日の両日、東京、中野で、（社）日本仏教保育協会（藤堂恭俊名誉会長・上村映雄理事長）の第二十六回全国仏教保育大会が開催された。本会から西村事務総長が参加した。

「生命尊重ー心の教育 仏教保育をみつめなおそう」をテーマとした今大会は、中野サンプラザで開会式が行われ、献灯・献花、三帰依文唱和、上村大会委員長、安藤文隆大会実行委員長の挨拶と続き、生命尊重ー心の教育を謳う大会宣言を満場一致で採択した。

続いて、北野大淑徳大学教授が「こどもに伝える生命の在り方」をテーマに基調講演を行い、参加者は熱心に耳を傾けていた。

翌、三十一日には宝仙学園で十五の分科会に分かれ、今後の仏教保育の在り方について、多角的に研修が進められた。

「脳死・臓器移植法」見直しをめぐって

大正大学非常勤講師
浄土宗浄心寺僧侶

佐藤 雅彦

本年十月は「脳死者からの臓器移植法」が施行されてから満三年が経過し、法律の付則第二条に「施行後、三年を目途として必要な措置が講ぜられるべきものとする」と明記されていることから、どのような見直しがなされるか注目されている。

拙稿では、かかる問題に仏教者は今後どのような姿勢で取り組んでいくべきかを述べ、見直し案の重要な柱とされる「本人の意思がなくとも家族の承諾のみでも臓器の摘出ができる」「十五歳以下の子どもについては親の同意のみで臓器を摘出できる」という二点について意見を述べたいと思う。

仏教者に求められる寛容な姿勢

今年二月、ちょうど一年前に三十一年ぶりの脳死者からの臓器移植が行われ話題となった高知市の高知赤十字病院、高知医科大学で、

二つの研究会が催された。そこで現場に携わる人々と交流する機会を得ることができた。

なかでも特別印象深いのは、高知赤十字病院の救命救急部長で、一年前、脳死からの臓器摘出に深く関わったN医師の言葉である。

N医師は私に仏教界の取り組みを問われた後、某宗の僧侶をはじめとする複数の「仏教者」を名乗る人々からの「臓器の摘出手術を行ったことで無間地獄に堕ちるであろう」という脅迫めいた手紙が病院のみならず、自宅に送りつけられてきたことを語ってくれた。「仏教者はこういうやり方をするのですか」とN医師。この極めて陰湿な行為は、妄信とでもいうほかないだろう。しかしこのような妄信を生み出す背景に、仏教者が教団レベルで長年重ねてきたこの問題に対する是非論の及ぼした因果はないだろうか。

総じて仏教教団は、脳死・臓器移植の問題に否定的な見解を示すことが多かった。昨年三十一年ぶりの脳死移植が行われると矢継ぎ早に「甚だ遺憾である」「行われるべきではない」と声明を発表した教団さえあった。しかしこのような声明を知った当事者たち、提供者の遺族、移植を受けた患者やその家族、N医師のように移植に関わった医療従事者等々は、否定する見解の〇〇宗の教えから外れた人々と類別されるのだろうか。

たしかに仏教者としての原則論としては、生まれ難くして人間に生まれることのできたただ一度の人生にあつて、他者の犠牲を払ってまで生に執着せず、ありのままに病や死という縁を受け入れる、したがって臓器の提供を受けることには否定的なコメントが生まれてくることは頷けよう。だが日々進歩する医学の恩恵を受ける我々は、いつ自分や家族が移植医療を必要とする立場に身をおくかわかるまい。ほんとうに救いを求め、仏教を必要としているのは、彼ら当事者ではないだろうか。仏教者に今、求められているのは、脳死・移植の是非論を展開するのではなく、「今をどう生きるか」という生き方の核に仏教がなるような教化ではないだろうか。またこれから身近に増えるだろう移植を受けた人々に対してはいかに「恩に報いる生き方」

佐藤 雅彦 師



をするかを説く必要がある。

不可欠な本人の意思

周知のごとく、脳死者からの臓器提供者は、法律が施行されて飛躍的に増加の一途をたどっているとは決していえない。この法律が世界でも有数の厳密な規定に則っていることから「脳死・臓器移植禁止法」だと皮肉る人さえいる。それは裏を返せば本人の意思を極めて忠実に遵守してくれているといっている。

だが提供者を何とか増やしたいと考える人々にはその厳密さが支障となり、これまで意思表示カードに本人の署名があることが不可欠であったものを、家族が承諾すれば臓器を摘出できるようにする案に変えようとしている。たしかにそうすれば提供者は増えるだろう。しかしそこには悪い意味での功利主義

の発想が見え隠れしている。意思表示カードを持たずに脳死になった患者や、カードの不備があったため、提供者になれなかった脳死者が現れるたび「この人の臓器で何人も人の命が救えたのに、もったいない」という言葉が囁かれる。役に立つ臓器がみすみす「ただの遗体」になってしまおうと考えるからだ。明らかにここには役に立つものは尊く、役に立たないものには価値がないという、臓器をモノ化して医療資源の一部と見なす考えが横行しているといえるのではないだろうか。

元来、脳死からの移植という医療は、自分が脳死になった場合、誰かしらの役に立つことができるのなら自分の臓器を提供しようという善意の上に成り立つ医療であるはずが、家族の承諾だけで摘出できてしまうようになれば、移植のために救命をおろそかにすることが生じたり、臓器の売買をはじめ、憂慮する問題が歯止めが利かずに噴出するだろう。

本人の意思表示こそ、欠くべからざる根本だと考える。必然、見直し案には異議をとめない。臓器の提供者の確保を急いで医療への信頼を失ってはならないと考える。年間二千人の心臓移植が行われる米国において、それだけの提供者が増加するまで二十年以上の啓蒙活動があることを忘れてはならない。無論、米国は臓器不足に悩まされ続けている。

時期尚早な子どもの意思表示

民法において遺言が可能なのは十五歳以上と定められている点から、十五歳以下の子どもは現行法では臓器提供の意思表示ができない。海外で移植を受けるしか道のない子どもに、移植の機会を広げるため「十五歳以下の子どもは親の同意のみで臓器を摘出できる」という見直し案が検討されている。

八十九年に国連で採択された「児童の権利条約」に則し、子どもにも意思表示をさせた方がよいという意見を述べる研究者もいる。子どもの命は親のモノではなく、別個の人格をもつ預かりものであるはずだ。親の同意のみで判断するには危険が多く、子どもに意思を問う前提として、自分の死をどうイメージさせるのか、いのちを語るのに甚だ希薄な土壌に我々は立っていることを痛感させられる。デス・エデュケーションの普及をはじめ、今しばらく議論を積み重ねる必要がある。

昨今、頻繁に露見する医療事故をはじめ、専門家といわれる人々の仕事を信頼しにくい現実と対峙している。行為の受け手に害を与えることなく、利益を提供できる仕事をなしているか、行為者の倫理と品性が共通して問われ、その上に信頼が構築されていくことを自戒とともに、医療従事者にも求めたい。

靖国神社公式参拝 中止要請書を提出

五月十八日の第一回信教の自由に関する委員会の議決に則り、本年も「首相及び閣僚の靖国神社公式参拝中止の要請書」を七月末に政府に提出した。(別記)

第三十八回全日本仏教徒会議 開催について

昨年開かれた都道府県仏教会代表者会議で、第三十八回全日本仏教徒会議の開催を新潟県で開催することで検討を進めることが議決された。

これを請けて新潟県仏教会(中村啓識会長)では、昨年来理事會等を開き検討を進めて来たが、七月二十六日長岡市で実行委員会の結成式を行い具体的な準備作業に入った。開催は来年秋を予定。

事務局録事

八月

- 二日 税務委員会小委員会
- 三日 国際委員会
- 四日 世界平和祈りの集い出席

二〇〇〇年九月一日発行
九月号 第四六一号

発行人 西村輝成 発行所 財団法人 全日本仏教会

首相及び閣僚の靖国神社公式参拝 中止の要請

本会は「靖国神社法案」、首相及び閣僚の「靖国神社公式参拝」に対して、過去十九回にわたり、反対の意志表明を行ってまいりました。

靖国神社は、特定の基準をもって合祀の対象とした戦没者を神霊として祀る神社であり、純然たる宗教施設であることが明白であります。

したがって、一宗教団体である靖国神社に首相及び閣僚が公式参拝をすることは、どのような形式をとりましても、憲法に定める「信教の自由」「政教分離の原則」に違反することは疑いの余地がありません。

最高裁判所は、靖国神社等への公金支出が、金額の多寡を問わず憲法違反に当たるといって、明確な判断を示しております。

私たちは、戦後五十余年のあいだ日本国民が守り育ててきたこれらの憲法の規定こそが、今日の日本の平和と繁栄の礎となっていることを、改めて確認し伝えていきたいと思っております。

戦没者の追悼は、国家が特定の宗教にかかわって行うべきものではなく、各ご遺族がそれぞれに真実と仰ぐ宗教によってなされるべきものであることは、当然のことです。

本年も、まもなく「戦没者を追悼し平和を祈念する日」がまいります。首相及び閣僚が、靖国神社への公式参拝をされないよう、強く要請いたします。

二〇〇〇年八月一日

財団法人 全日本仏教会

理事長 北條成之

九日 局内会議
二十四日 法律相談室

哀悼

川井匡俊師(元全仏常務理事)

七月二十四日遷化、六十七歳

国際仏教興隆協合理事長

全仏前ルンビニー委員会委員長

急告

世界仏教徒連盟(WFB)の、第二十一回世界仏教徒会議(タイで十二月月上旬開催予定)に合わせ、全日本仏教会は代表団派遣ツアーを企画中です。詳細は次号でお知らせします。

全仏誌郵送先

住所・氏名変更 御連絡のお願い

全仏誌ご送付先の郵便番号、住所、氏名等に変更ある場合、左記までご連絡をお願い致します。帯封でご送付の場合、帯封記載の送付番号もお知らせ下さい。

連絡先

〒一〇五-〇〇一一

東京都港区芝公園四-七-四

明照会館内

全日本仏教会事務総局社会部

電話〇三-三四三三七-九二七五

FAX〇三-三四三三七-三二六〇